

報 告 第 2 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,093千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 133,343	千円 Δ18,093	千円 115,250
	1 貸付金元利収入	133,343	Δ18,093	115,250
歳 入 合 計		155,160	Δ18,093	137,067

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 155,160	千円 Δ18,093	千円 137,067
	1 母子父子寡婦福祉費	155,160	Δ18,093	137,067
歳 出 合 計		155,160	Δ18,093	137,067

報告第3号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,119	千円 Δ334	千円 785
2 繰 越 金		1	Δ1	0
	1 繰 越 金	1	Δ1	0
3 諸 収 入		773	Δ333	440
	1 雑 入	773	Δ333	440
(就農支援資金貸付勘定)		39,270	0	39,270
1 繰 越 金		30,262	3,054	33,316
	1 繰 越 金	30,262	3,054	33,316
2 諸 収 入		9,008	Δ3,054	5,954
	1 貸付金元利収入	9,008	Δ3,054	5,954
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ316	373
1 繰 入 金		669	Δ309	360

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 一般会計繰入金	千円 669	千円 Δ309	千円 360
2 繰 越 金		10	3	13
	1 繰 越 金	10	3	13
3 諸 収 入		10	Δ10	0
	1 雑 入	10	Δ10	0
歳 入 合 計		42,114	Δ650	41,464

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,119	千円 Δ334	千円 785
1 農林水産業費		1,119	Δ334	785
	1 農 業 費	1,119	Δ334	785
(就農支援資金貸付勘定)		39,270	0	39,270
1 農林水産業費		39,270	0	39,270
	1 公 債 費	39,270	0	39,270
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ316	373
1 農林水産業費		689	Δ316	373
	1 農 業 費	689	Δ316	373
歳 出 合 計		42,114	Δ650	41,464

報 告 第 4 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 630	千円 Δ422	千円 208
1 繰 入 金		627	Δ419	208
	1 一般会計繰入金	627	Δ419	208
2 繰 越 金		1	Δ1	0
	1 繰 越 金	1	Δ1	0
3 諸 収 入		2	Δ2	0
	1 県預金利子	1	Δ1	0
	2 雑 入	1	Δ1	0
歳 入 合 計		20,630	Δ422	20,208

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 630	千円 Δ422	千円 208
1 農林水産業費		630	Δ422	208
	1 林 業 費	630	Δ422	208
歳 出 合 計		20,630	Δ422	20,208

報 告 第 5 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,346千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 96,010	千円 Δ2,183	千円 93,827
	2 国庫補助金	90,500	Δ2,183	88,317
2 財産収入		107,088	Δ33,690	73,398
	1 財産運用収入	16	21	37
	2 財産売却収入	107,072	Δ33,711	73,361
3 繰 入 金		107,442	15,088	122,530
	1 一般会計繰入金	102,148	15,088	117,236
5 諸 収 入		1,863	3,639	5,502
	1 雑 入	1,863	3,639	5,502
6 県 債		42,200	Δ9,200	33,000
	1 県 債	42,200	Δ9,200	33,000
歳 入 合 計		354,847	Δ26,346	328,501

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 354,847	千円 △26,346	千円 328,501
	1 林 業 費	202,359	△26,346	176,013
歳 出 合 計		354,847	△26,346	328,501

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 42,200	普通貸借 (借入先) (株) 日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和6年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 33,000	補正前に同じ。	補 正 前 に同じ。	補正前に同じ。
計	42,200				33,000			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 69,200	千円 △35,000	千円 34,200
1 繰 入 金		114	△3	111
	1 業務勘定繰入金	114	△3	111
2 繰 越 金		64,835	△34,997	29,838
	1 繰 越 金	64,835	△34,997	29,838
(業務勘定)		1,689	△1,328	361
1 繰 入 金		1,566	△1,317	249
	1 一般会計繰入金	1,566	△1,317	249
3 諸 収 入		122	△11	111
	1 県預金利子	114	△3	111
	2 雑 入	8	△8	0
歳 入 合 計		70,889	△36,328	34,561

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 69,200	千円 Δ35,000	千円 34,200
1 農林水産業費		69,200	Δ35,000	34,200
	1 水産業費	69,200	Δ35,000	34,200
(業務勘定)		1,689	Δ1,328	361
1 農林水産業費		1,689	Δ1,328	361
	1 水産業費	1,689	Δ1,328	361
歳 出 合 計		70,889	Δ36,328	34,561

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,076千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 883	千円 Δ696	千円 187
	1 繰 越 金	883	Δ696	187
3 諸 収 入		97,660	Δ44,380	53,280
	1 貸付金元利収入	97,660	Δ44,380	53,280
歳 入 合 計		103,172	Δ45,076	58,096

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 103,172	千円 Δ45,076	千円 58,096
	1 商工業費	5,332	Δ696	4,636
	2 公 債 費	97,840	Δ44,380	53,460
歳 出 合 計		103,172	Δ45,076	58,096

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,820千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 234,856	千円 Δ37,820	千円 197,036
	1 雑 入	234,856	Δ37,820	197,036
歳 入 合 計		235,800	Δ37,820	197,980

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 235,800	千円 Δ37,820	千円 197,980
	1 庁用管理費	84,238	Δ14,820	69,418
	2 文書管理費	151,562	Δ23,000	128,562
歳 出 合 計		235,800	Δ37,820	197,980

報 告 第 9 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,761千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 164,203	千円 △6,242	千円 157,961
	1 使 用 料	164,203	△6,242	157,961
2 繰 入 金		57,689	△696	56,993
	1 一般会計繰入金	57,689	△696	56,993
3 繰 越 金		1	21	22
	1 繰 越 金	1	21	22
4 諸 収 入		2	156	158
	1 雑 入	2	156	158
歳 入 合 計		261,895	△6,761	255,134

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 261,895	千円 Δ6,761	千円 255,134
	1 水産業費	257,924	Δ6,761	251,163
歳 出 合 計		261,895	Δ6,761	255,134

報 告 第 10 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,020,965千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,342,315	千円 Δ1,012,728	千円 2,329,587
1 使用料及び手数料		714,801	34,629	749,430
	1 使 用 料	714,801	34,629	749,430
4 諸 収 入		94,655	Δ12,897	81,758
	1 雑 入	94,655	Δ12,897	81,758
5 県 債		2,421,200	Δ1,033,500	1,387,700
	1 県 債	2,421,200	Δ1,033,500	1,387,700
6 繰 入 金		8,214	Δ960	7,254
	1 一般会計繰入金	8,214	Δ960	7,254
(港湾整備事業勘定)		360,380	Δ8,237	352,143
1 使用料及び手数料		11,436	Δ20	11,416
	1 使 用 料	11,436	Δ20	11,416

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 158,670	千円 2,135	千円 160,805
	1 財産運用収入	86,744	1,265	88,009
	2 財産売却収入	71,926	870	72,796
3 諸 収 入		259	1,006	1,265
	1 雑 入	259	1,006	1,265
5 繰 入 金		190,003	△11,358	178,645
	1 基金繰入金	190,003	△11,358	178,645
歳 入 合 計		3,702,695	△1,020,965	2,681,730

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,342,315	千円 Δ1,012,728	千円 2,329,587
1 土 木 費		3,342,315	Δ1,012,728	2,329,587
	1 港 湾 費	2,316,370	Δ1,012,728	1,303,642
	2 公 債 費	1,025,945	0	1,025,945
(港湾整備事業勘定)		360,380	Δ8,237	352,143
1 土 木 費		360,380	Δ8,237	352,143
	1 財産管理費	360,380	Δ8,237	352,143
歳 出 合 計		3,702,695	Δ1,020,965	2,681,730

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 2,421,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。	千円 1,387,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	2,421,200				1,387,700			

報 告 第 11 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,882,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 197,106	千円 29	千円 197,135
	1 財産運用収入	197,106	29	197,135
2 繰 入 金		14,197,215	0	14,197,215
	1 一般会計繰入金	10,670,110	△29	10,670,081
	2 基金繰入金	3,527,105	29	3,527,134
歳 入 合 計		69,882,739	29	69,882,768

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 69,882,739	千円 29	千円 69,882,768
	1 公 債 費	69,882,739	29	69,882,768
歳 出 合 計		69,882,739	29	69,882,768

報 告 第 12 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,513,619千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,905,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 38,718,010	千円 Δ2	千円 38,718,008
	1 負 担 金	38,718,010	Δ2	38,718,008
2 国庫支出金		45,157,344	Δ4,011,478	41,145,866
	1 国庫負担金	28,997,476	Δ3,788,379	25,209,097
	2 国庫補助金	16,159,868	Δ223,099	15,936,769
3 財産収入		27,704	Δ1,327	26,377
	1 財産運用収入	27,704	Δ1,327	26,377
4 繰 入 金		10,879,614	Δ407,486	10,472,128
	1 一般会計繰入金	9,220,340	Δ407,486	8,812,854
5 繰 越 金		2,574,401	1	2,574,402
	1 繰 越 金	2,574,401	1	2,574,402
6 諸 収 入		55,061,801	Δ93,327	54,968,474

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 雑 入	千円 55,061,801	千円 Δ93,327	千円 54,968,474
歳 入	合 計	152,418,874	Δ4,513,619	147,905,255

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 152,418,874	千円 Δ4,513,619	千円 147,905,255
	1 社会福祉費	152,418,874	Δ4,513,619	147,905,255
歳 出	合 計	152,418,874	Δ4,513,619	147,905,255